

法務省民商第811号  
平成19年3月30日

法務局民事行政部長 殿  
地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて（通知）

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号。以下「改正法」という。）及び医療法施行規則の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第39号）が本年4月1日から施行されますが、これに伴う法人登記事務の取扱いについては、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、本通知中「法」とあるのは医療法（昭和23年法律第205号）をいい、引用する条文は、特に「旧」の文字を冠する場合を除き、いずれも改正後のものです。

#### 記

##### 1 医療法人の業務の範囲の拡大等

###### (1) 社会福祉事業の実施

医療法人は、第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業のうち、厚生労働大臣が定めるものを実施することができるとされた（法第42条第7号、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項、第3項、平成10年厚生労働省告示第15号）。

###### (2) 有料老人ホームの設置

医療法人は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホームを設置することができるとされた（法第42条第8号）。

###### (3) 社会医療法人制度の創設

旧法における特別医療法人制度が廃止され、社会医療法人制度が創設された。

社会医療法人とは、医療法人のうち、法第42条の2第1項各号に掲げる要件に該当するものとして、都道府県知事の認定を受けたものである。社会医療法人は、それ以外の医療法人と比べ、前記(1)の第1種社会福祉事業をより広範に行うことができるほか、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院を含む。）の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、そ

の収益を当該社会医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に充てることを目的として、厚生労働大臣が定める業務を行うことができるとされた（法第42条の2第1項、平成19年厚生労働省告示第92号）。

## 2 社員総会及び評議員会の法定

### (1) 社員総会

社団たる医療法人を設立しようとする者は、定款をもって、社員総会に関する規定を定めなければならないとされた（法第44条第2項第7号）。

社員総会に関する規律は、概ね次のとおりである（法第48条の3、第48条の4）。

ア 理事長は、少なくとも毎年1回、定時社員総会を開かなければならぬ。

イ 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。

ウ 議長は、社員総会において選任する。

エ 社員総会は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

オ 社員総会の議事は、定款に別段の定めがある場合を除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

カ オの場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。

キ 社員は、各1個の議決権を有する。

### (2) 評議員会

財団たる医療法人を設立しようとする者は、寄附行為をもって、評議員会及び評議員に関する規定を定めなければならないとされた（法第44条第2項第8号）。

評議員会に関する規律は、概ね次のとおりである（法第49条）。

ア 財団たる医療法人に、評議員会を置く。

イ 評議員会は、理事の定数を超える数の評議員（1人又は2人の理事を置くことについて法第46条の2第1項ただし書の都道府県知事の認可を受けた医療法人にあっては、3人以上の評議員）をもって、組織する。

ウ 評議員会は、理事長が招集する。

エ 評議員会に、議長を置く。

オ 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

カ 評議員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

キ カの場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

### (3) 経過措置

施行日前に設立された医療法人は、施行日から1年以内に、改正法の施行に伴い必要となる定款又は寄附行為の変更につき認可の申請をしなければならず、当該医療法

人の定款又は寄附行為は、施行日から1年を経過する日（当該認可の申請をした医療法人については、当該申請に対する処分があった日）までは、新法の医療法人に関する規定により定められた定款又は寄附行為とみなすとされ、当該定款又は寄附行為と当該規定とが抵触する部分については、当該規定は、適用しないとされた（改正法附則第9条）。

### 3 役員の任期の上限の法定

#### (1) 役員の任期の上限

改正前において制限のなかった役員の任期について、2年を超えることができないとされた。ただし、再任することはできるとされた（法第46条の2第3項）。

#### (2) 経過措置

改正法の施行の際現に医療法人の役員である者の任期は、改正法の施行の際におけるその者の役員の任期としての残任期間と同一の期間とするとされた（改正法附則第11条）。

#### (3) 役員の変更の登記

(1) のとおり役員の任期に上限が設けられることから、施行日後に就任し、2年の任期を経過した役員（理事長）が関与した登記の申請の取扱いは、本年1月11日付け法務省民商第30号法務省民事局長回答における取扱いと同様である。

### 4 残余財産の帰属すべき者の限定

#### (1) 残余財産の帰属すべき者

医療法人を設立しようとする者が定款又は寄附行為をもって解散に関する規定を定める場合において、当該規定中に、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設けるときは、その者は、次の者のうちから選定されるようにしなければならず、定款又は寄附行為の変更により、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設け又は変更する場合についても、同様とされた（法第44条第4項、第50条第4項、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第31条の2）。

ア 国又は地方公共団体

イ 法第31条に定める公的医療機関の開設者又はこれに準ずる者として厚生労働大臣が認めるもの

ウ 財團である医療法人又は社団である医療法人であつて持分の定めのないもの

#### (2) 経過措置

法第44条第4項の規定は、施行日以後に申請された設立の認可について適用し、施行日前に申請された設立の認可については、なお従前の例によるとされた（改正法附則第10条第1項）。

### 5 残余財産の処分の手続の見直し

#### (1) 残余財産の処分の手続

改正前は、定款又は寄附行為の定めるところによりその帰属すべき者に帰属しない

財産については、社団たる医療法人にあっては、清算人が総社員の同意を経て、かつ、都道府県の認可を受けて、これを処分し、財団たる医療法人にあっては、清算人が都道府県知事の認可を受けて他の医療事業を行う者にこれを帰属させ、これらによっても処分されない財産は、国庫に帰属するとされていたが、改正後は、定款又は寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属しない財産については、国庫に帰属するとされた（法第56条）。

## (2) 経過措置

施行日前に設立された医療法人又は施行日前に設立の認可の申請をし、施行日以後に設立の認可を受けた医療法人であって、施行日において、その定款又は寄附行為に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設けていないもの又は残余財産の帰属すべき者として法第44条第4項に規定する者以外の者を規定しているものについては、当分の間（当該医療法人が、施行日以後に、残余財産の帰属すべき者として、同項に規定する者を定めることを内容とする定款又は寄附行為の変更をした場合には、当該定款又は寄附行為の変更につき認可を受けるまでの間）、法第50条第4項の規定は適用せず、改正前の(1)の取扱いによるとされた（改正法附則第10条第2項）。